# わかやまポンチのお店等登録要領

#### 1 目的

和歌山県産うめ及びフルーツの認知度の向上を図ると共に、その利用の促進を図るため、わかやまポンチ及びわかやまポンチの原材料となるフルーツ等を主体的に生産、提供又は製造するわかやまポンチのお店、わかやまポンチの学校、わかやまポンチの工場及びわかやまポンチの農園(以下「わかポン店等」という。)の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 2 わかやまポンチの定義

わかやまポンチとは、次の(1)から(3)までに掲げるすべての要件に該当するフルーツポンチで、かつ、和歌山県(以下「県」という。)に登録されたわかポン店等で生産、提供又は製造されたものをいう。

- (1) 県産うめの甘露煮又はシロップ漬け等が食材として使用されていること。
- (2) 1つ以上の県産フルーツが食材として使用されていること。
- (3) 県産うめ及びフルーツの使用についてメニュー又は商品に明示するなど、消費者等にその使用が認識できる工夫がなされていること。

## 3 申請資格及び登録の種類

わかポン店等の登録を申請する資格を有する者及びわかポン店等の種類は、次のとおりとする。

申請資格者	わかポン店等の種類
飲食店の経営者	わかやまポンチのお店
県内義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長	わかやまポンチの学校
食品製造業者	わかやまポンチの工場
生産農家又は生産者団体の長	わかやまポンチの農園

- ※ 義務教育諸学校とは、学校教育法に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部 若しくは中学部をいう。
- ※ 生産農家、生産者団体とは農業協同組合法、農地法に規定する農業者、農業生産法人をい う。

## 4 登録申請·再交付申請

- (1) わかポン店等の登録を希望する者は、その種類に応じた登録申込書により和歌山県知事(以下「知事」という。) に申請するものとする。
- (2) 汚損・紛失等によりわかポン店等登録証の再交付が必要な場合は、再交付申請書により知事に申請するものとする。なお、紛失等による再交付申請の場合は、登録証紛失届を併せて提出するものとする。

#### 5 登録・取消・再交付

- (1) 知事は、申請内容を審査の上、この要領に適合すると認められた者に対して、登録の旨を回答するとともに、わかポン店等の種類に応じた登録証を交付するものとする。
- (2) 知事は、必要に応じてわかポン店等の状況を調査し、その現状が登録内容と著しく異なる場合には、わかポン店等の登録を取り消し、交付した登録証の返却を求めるものとする。
- (3) 知事は、再交付申請書が提出された場合は内容を審査の上、この要領に適合すると認められた者に対して、登録証を再発行するものとする。

### 6 登録者の義務等

- (1) わかポン店等に登録された者(以下「登録者」という。)は、関係法規を遵守するとともに、 県又はわかポン店等の信用を損なうことのないようにしなければならない。
- (2)登録者は、わかやまポンチ及びそれに使用される原材料の生産、提供又は製造の事実がなくなった場合又は登録を取り消された場合には、速やかに交付を受けた登録証を知事に返却しなければならない。
- (3) 登録者は、登録証を紛失した場合は、紛失届を速やかに知事に提出しなければならない。
- (4)登録者が実施した取組に関する事故、苦情等(以下「事故等」という。)が発生した場合には、登録者が誠意を持って、登録者の責任のもとに、必要な措置を講じなければならない。
- (5) (4) に規定する事故等については、県は、その責を一切負わない。
- ※ 登録者が県立の義務教育諸学校の校長であった場合には、上記(2)及び(4)の規定は 適用しない。

#### 附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。